

事業承継の三つの形態

第1回は「中小企業の実業承継の現状と当センターの役割」について説明しました。今回は事業承継の三つの形態（親族内承継、役員・従業員承継、第三者承継）について、メリット・デメリットを解説し、当センターはそれぞれの形態でどのような支援が可能なのか説明します。



栃木県事業引継ぎ支援センター
統括責任者
やまざき ひろゆき
山崎 浩之

親族内承継

親族内承継は、一般的に子など法定相続人への事業承継で、以前は9割以上がこの形態でした。しかし、さまざまな理由で、現在では約半数までに減少しています。

【メリット】

- ① 社内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。
- ② 後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できる。

【デメリット】

- ① 親族内に引継ぎの意欲や経営能力がある者がいるとは限らない。
- ② 候補者が複数の場合、後継者選びが円滑に進まない可能性がある。

【留意点】

後継者には「将来、会社はお前に任せるぞ」と社長の意思を明確に伝え、本人の了解をとりつけることが必要です（「わかつているはずだ」は禁物）。

【当センターの支援】

後継者が決まったら、株をどのように、どれくらい移していくか、税金はどれくらいかかるのかといったことが気になります。また、相続でもめないための事前準備も必要です。

- ① 事業承継税制（特例措置）等に関する制度の説明
- ② 事業承継を計画的に進めていくための事業承継計画策定支援
- ③ 遺言書の作成支援

役員・従業員承継

社長の右腕として、会社を切り盛りしてきた役員や従業員への引き継ぎは、

取引先や従業員にとって安心感につながり、有効な事業承継となります。

【メリット】

- ① 親族内に適任者がいない場合でも、候補者を確保しやすい。
- ② 業務に精通しているため、従業員や社外関係者の理解を得やすい。

【デメリット】

- ① 後継者候補に株式取得等の資金力が不足する場合がある。
- ② 金融機関からの借入金の個人保証の引継ぎに抵抗感が強い場合がある。

【留意点】

従業員は経営リスクをとる覚悟で入社していません。経営者となる覚悟を得るためには早めのアナウンスと、本人の了解を取り付けることが必要です。

【当センターの支援】

- ① 株式評価の算定と株式取得に関する支援
 - ② 借入金の個人保証解除の支援
- 本年4月よりスタートした「個人保証を不要とする新しい制度」の詳細は、天地人8月号に掲載しましたので、ご参考にしてください。

第三者承継（M&A）

親族や従業員など、身近なところに後継者候補がいない場合などに検討される手法です。

【メリット】

- ① 身近に後継者として適任者がいない場合でも、後継者を確保することができる。
- ② 同業者と一緒にすることで、事業の安定・拡大につなげることができる。

【デメリット】

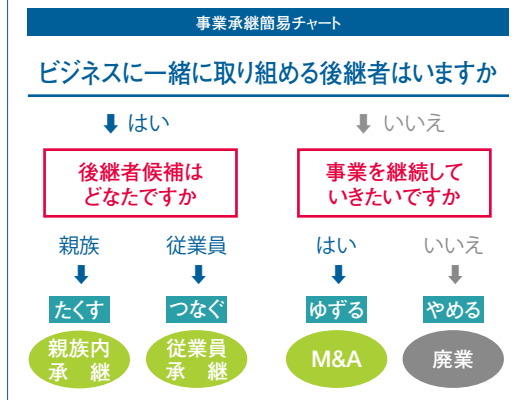
- ① 希望の条件（従業員の雇用、売却価格等）を満たす買い手が見つからないことがある。

【留意点】

第三者に譲るといふ決断がつかず、先延ばしすると譲渡時期を逸してしまうことがあります。

【当センターの支援】

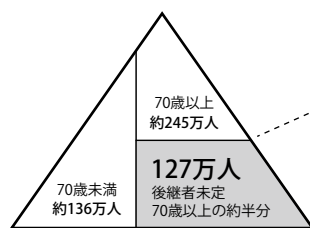
当センターには、後継者不在で譲渡したい企業と、事業の拡大のため譲り受けた企業との登録が、合わせて1000社ほど登録され、橋渡しを行っています。今回はそのスキームを説明します。



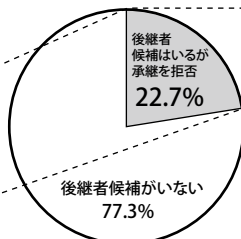
今年度から事業承継時の経営者保証を不要とする新しい制度がはじまりました

2025年の中小企業経営者

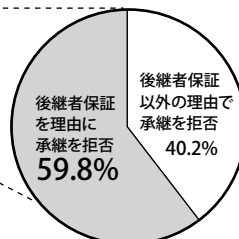
全体：約381万人（2016年度調査）



後継者未定の理由



なぜ事業承継を拒否しているか



わが国では、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の課題となっています。2016年度の調査によると約381万人いる日本国内の中小企業経営者のうち、2025年には約245万人が70歳以上になると見込まれており、その約半数の127万人が後継者未定の状態にあります。

さらにその127万人の中の22・7%にあたる後継者候補がいる中小企業者のうち、約60%が経営者保証を理由に事業承継を拒否しており、このまま廃業が増すれば、2025年までに650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性も指摘されています。

そこには、後継者が前経営者の提供していた個人保証を引き継ぐ（後継者が債務の保証人となる）という融資慣行が、後継者にとって大きな負担となっているという背景があり、事業承継が進まない要因の一つともいわれています。

こうしたことを背景に2020

年4月1日より「経営者保証解除に向けた新しい支援制度」が始まりました。制度の概要は「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用、経営者保証解除に向けた「経営者保証コーディネーター」による支援制度、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「事業承継特別保証制度」の3つとなります。

1「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始

「経営者保証に関するガイドライン」とは2014年2月に運用開始となった中小企業、経営者および金融機関による対応についての中小企業団体、金融機関団体共通の自主的・自律的な準則のことです。そして今年度から適用が開始された特則では、①原則として、前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めない、②例外的に、二重の保証が真に必要な場合には、その理由や、ガイドラインが適用されない場合の融資条件等について、金融機関が前経営

者・後継者の双方から理解を得られるように十分に説明することが明示されています。

2「経営者保証コーディネーター」による支援制度

全国47カ所に設置している事業承継ネットワーク事務局に、今年度より新たに経営者保証コーディネーターを配置し、事業承継時における経営者保証解除を後押しするため、中小企業・小規模事業者の皆様のご相談を受付しています。

3一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度

信用保証協会の事業承継特別保証精度を活用することにより、保証人無しでの金融機関からの借り入れも利用し易くなります（既存の個人保証ありの借り換えも可能）。また経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は保証料も大幅に軽減できます。

なお、経営者保証不要で金融機関から融資を受けるためには、次の3つの条件を満たす中小企業であることが求められます。

- ◎法人と経営者の関係の明確な区分・分離
- ◎財務基盤の強化
- ◎財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

※経営者保証解除に関する最終的な判断は、金融機関となります。

詳しくは栃木県事業承継ネットワーク事務局、または宇都宮商工会議所に問い合わせてください。

（栃木県事業承継ネットワーク事務局 経営者保証コーディネーター 関野和則執筆）

問合せ

栃木県事業承継ネットワーク事務局
0268-612-3998
経営支援部
0268-637-3131